

經濟論叢

第 129 卷 第 6 号

イギリス鉄鋼工場における「先任権」 制度……………	菊池	光造	1
租税法院についての覚え書（下）……………	木崎	喜代治	25
經濟更生運動と農村經濟の再編……………	岡田	知弘	43
資本循環範式論研究序説……………	赤間	道大	64
ドイツ機械工業の發展とレーヴェ社 新工場……………	幸田	亮一	87

經濟学会記事

昭和 57 年 6 月

京 都 大 學 經 濟 學 會

経済更生運動と農村経済の再編

—時局匡救事業と農村開発—

岡 田 知 弘

I はじめに

1929年に端を発した大恐慌は、世界各国において恐慌対策としての大規模な地域開発政策を採用させていった¹⁾。これは日本でも例外ではない。日本の場合、大恐慌は特に農村部を強襲し、農村全体の振興を図るための大規模な救農政策＝時局匡救事業（1932年秋～1934年度末）を要請した。その意味で、時局匡救事業は、地域開発政策というよりも、まずは農村地域全体の経済再編を図る「農村開発政策」として登場したといつてよいだろう。

時局匡救事業は、予算の圧倒的部分を占める救農土木事業と、本稿の検討対象である経済更生運動の二つを政策的支柱としていた²⁾。このうち救農土木事業については、すでに別稿³⁾において、時局匡救事業がわが国の地域開発政策の原型であるという視点から、実証的な分析を行なった。そこでは、救農土木事業によって建設された社会的労働手段と農業生産手段が、農民への一時的労賃散布とは裏腹に、資本の蓄積手段や農民の階層分解政策としての役割を果たしたことを確認した。しかし、救農土木事業は、貧困農民にとっては一時的に

- 1) アメリカのTVAをはじめとする各国の地域開発政策の登場については、さしあたり宮本憲一「社会資本論」改訂版、1976年、53-61ページ参照。
- 2) 時局匡救事業及び高橋財政については多くの研究があるが、宮本憲一、昭和恐慌と財政政策、「講座日本資本主義発達史論」第Ⅲ巻1968年、が包括的な分析を加えている。
- 3) 拙稿、救農土木事業の生成と展開、「財政学研究」第6号、1982年5月。
- 4) 後藤藤相によると、救農土木事業＝環急的救済策、経済更生運動＝恒久的救済策というような位置付けがあった。農林省経済更生部「経済更生中央委員会要録」1933年、21ページ及び「帝國農会報」1933年3月号。

労賃を得るだけの「応急的対策」でしかなく、「恒久的」な農村経済再建策としての経済更生運動によって補完されなければならなかったのである⁴⁾。

したがって本稿の課題は、救農土木事業による基盤整備を土台にして展開された経済更生運動の農村開発政策としての側面を明らかにしつつ、それによって独占資本主義下の農村経済が、いかに再編されていったかを鳥瞰することにある。

経済更生運動についての研究は、最近主に一村レベルでのファシズム基盤形成・地主小作関係の変容過程の分析を中心に進展してきたとはいえ⁵⁾、上述のような観点からの経済政策史的分析はほとんど行なわれていないと言ってよいだろう。一方、時局匡救事業が現代地域開発の「出発点」であると鋭く指摘された宮本憲一氏⁶⁾も、主に救農土木事業を念頭において述べられているようであり、経済更生運動の農村開発政策的側面については言及がない。ところが、結論を先取りするならば、現代日本の農村開発政策は、救農土木事業に対応する農村基盤整備のほか、農業の合理化・効率化、農村工業化、村（農村計画）づくり運動等を基本的要素としているのであり、まさにそれらこそ経済更生運動を通してすすめられた政策内容にほかならなかったのである。その点で、経済更生運動の歴史的研究は、現代農村開発の有する諸問題を解く上でも重要な意義をもつといえよう。

II 経済更生運動の内容と構想

(1) 経済更生運動の内容

一般に経済更生運動と称されているものの正式名称は、「農山漁村経済更生計画樹立実行運動」である⁷⁾。この運動の目的は、後藤農相（当時）に言わせ

- 5) 従来の研究の到達点として、井上晴丸「日本資本主義の発展と農業及農政」1957年第五章を参照。また、経済更生運動をめぐる1970年代の研究としては、森武磨、日本ファシズムの形成と農村経済更生運動、歴史学研究会編「世界史認識と人民闘争史研究の課題」1971年、をはじめ多くの研究があるが、それらをもふまえた最近の研究として暉峻兼三、昭和恐慌期の農村対策、関西大学「経済論集」第31巻第2号、1981年10月、を参照。
- 6) 宮本憲一編「講座地域開発と自治体」第1巻、7ページ、及び同「社会資本論」61ページを参照。

れば、農村の「欠陥」である「無計画・無秩序・無統制」を、農村自らが計画をもち、自力で「愛国・愛郷・愛家」の精神によって改め、農村経済の再建を図ることになった⁹⁾。

農林省は、運動を推進するため1932年7月に「農山漁村経済更生計画樹立方針」（以下「樹立方針」と略す）を発表、9月に経済更生部を新設した。また運動の組織方法としては、「指定村」を作り、運動費用として町村や産業組合への助成金を交付して、各町村単位に計画を樹立・実行させる形をとった。1932～34年度の指定数は、全国町村数の40%であるが、府県別に見ると千葉・静岡のように全町村指定の県から、富山・大阪・広島のように20%にも充たない府県まで千差万別であり、各県の姿勢に相違があったことをうかがわせる⁹⁾。さらに全くの自力更生であるがため、資金不足で「計画全体を水泡に帰する」町村も少なくなかった¹⁰⁾。このため農林省は手直し策として1935年に特別助成措置を講じ、翌年度から「特別助成町村」の指定と特別助成費交付・借入金利子補給を始めるのである¹¹⁾。

また、農林省は農村「更生」の主体として産業組合を重視した。「樹立方針」で独自に展開されている産業組合指導方針では、「産業組合ノ責務」は重大であり、とりわけ「経済更生計画中販売・購買・金融・利用等ノ経済行為ニ関スル事項及其ノ実行ニ付テハ産業組合ヲ中心トシテ考慮スルコト」と記されている。このことは同時に、既存の「地主組織」＝産業組合に依拠せずしては、当時の農村経済の再編が出来なかったことを意味した。

これに呼応して産業組合は、1933年から産業組合拡充五ヶ年計画を強力に推進した。その内容上の特質は、第一に全農民を包摂するため農事実行組合等に

7) 経済更生運動は、そもそも救農運動の主体であった地方農会の「自力更生」の動きを政府が機敏に吸収し、自らの政策としたものであった。井上、前掲書、367ページ。

8) 農林省経済更生部「後藤農林大臣農山漁村経済更生に関する訓示講演」1934年。

9) 農林省経済更生部「農山漁村経済更生計画樹立町村名簿」1934年。

10) 小平権一、農村経済更生運動を検討し標準農村確立運動に及ぶ、「農政経済論集」1948年、25ページ。

11) 特別助成については柚木駿一、農村経済更生計画と分村移民計画の展開過程、満州移民史研究会「日本帝国主義下の満州移民」1976年、を参照。

組合員資格を与えるなどして下層農民の参加を認めたことである。第二に農村経済の全分野に影響力をもつために、販売・購買・信用・利用の四種兼業組合の創設に力を入れた。第三に系統連合機関の充実・整備が図られた。そしてここに産業組合運動は、その内部に国家・地主・農民各層の矛盾を孕むことになる。

次に、この運動を通して進められようとした経済政策の内容を見ておきたい。前記「樹立方針」によると以下のようになっていた。

①土地分配の整備及土地利用の合理化（自作農創設維持を含む）②農村金融の改善③労力利用の合理化（作業の共同化・機械化、有畜農業、工業を含む副業化）④農業経営組織の改善（集約化・多角化・共同化）⑤生産費其他の経営費軽減⑥生産方法の改良及生産の統制⑦生産物販売の統制⑧農業経営用品の配給統制⑨農家経済の改善⑩各種災害の防止施設、共済積立・備荒貯蓄等各種預金の充実・普及⑪農村における各種団体の連絡活動促進⑫農村教育・衛生・生活改善其他に関する諸施設の改善

これだけを見ると極めて総花的でつかみどころがないと言わざるをえないが、1933年秋の内政会議において後藤農相は次のように述べている。農村の恒久的救済策としては①産業組合主義を中心とする農村の組織化と②工業の農村化即ち新たな農村工業の創始の二つが総論的柱であり、具体的各論としては①農民精神作興②農村共同組織③農村金融④農村負担軽減⑤医療施設普及⑥重要肥料統制⑦農地保全及安定⑧農村工業⑨試験研究探検施設⑩農業統制がある¹²⁾。

このように経済更生運動の全体的内容は、「精神的作興」の強調などのイデオロギッシュな側面をもちながらも、農村経済政策としては、産業組合を中心とした生産・流通・信用における農業の「合理化」と「農村工業化」を基軸にしていたのである。この基軸は形式の点では戦後の農村開発政策方式¹³⁾と同様のものであった。では、為政者はこのような政策手段を以てどのように農村を

12) 「日本農業年報」第四輯、1934年、78ページ。

13) たとえば、新全総に対応した「総合農政」は、農業の「装置化・システム化」推進の一方で、「農村地域工業導入促進法」（1971年）による農村工業化を進めた。

「振興」=開発しようとしていたのではあるうか。

(2) 後藤文夫農相の農村開発構想

後藤農相は「農村窮乏の原因と其打開策」と題する論稿¹⁴⁾で、次のように述べている。

後藤は、まず農村窮乏の原因を①「寡小農が全然無統制に置かれていること」、②「農民以外の者に比して大なる負担を背負って居ること」の二点に求めている。

続いて彼は「農村窮乏対策」の叙述に移る。最初に「寡小農」をどうするかという問題に触れ、「寡小農状態より急に之を大規模の農業経営に変へることは単なる経済問題を離れ社会問題として考へねばならぬ困難な問題である。従って寡小農は已むを得ざる状態としてこれが改善を図らねばならぬ」とする。このことは、経営規模の拡大はもちろん土地所有問題にも手を触れないということの意味し、大正期以来の「小作調停法」的土地政策の枠内で農村を開発しようとするものであった。

それでは「寡小農のまま之を改善する方策」とは何か。後藤は生産・販売面での統制、即ち産業組合を中心とする生産及び販売の共同化がそれだとする。しかも「生産並に販売方面の統制力を強めるには、その単位たる各農村或は部落が、組織的・計画的の活動をせねばならぬ」のであり、そのための「農村計画の樹立」を強調するわけである。

次に農業経済の「貨幣経済化」への対策について触れ、彼は自給自足、とりわけ肥料や日用必需品のそれを奨励している。

続いて後藤は、第二の負担過重問題及び負債問題について述べる。だが、ここでは、農村だけを対象とした税負担軽減や負債整理は当面困難であるとし、「農村自身の自発的努力」に期待するだけに終わっている。

ここまできて後藤は、農村問題がすぐれて大きな社会・経済問題であること

14) 「財政経済時報」第20巻2号、1933年。

を強調し、「前述したる政策のみが農村問題を解決するものではないとする。後藤の念頭にあるのは「近代工業の農村化」であった。彼は近代工業の地方分散との関連で農村問題を捉えねばならないという見地から、積極的に「農村に工業を興せ」と主張するのである。

近代工業の地方分散の可能性が存在する理由として、後藤は蒸気から電力への動力の変化、道路の発達・ガソリン＝エンジン・航空機に見られる交通機関の進歩、ラジオその他の通信機関の進歩をあげている。

そして彼は「農村の各戸（あるいは共同で——岡田）に小さなモーターを据え付け農業の余剰労力で部分的産業をやる」ことを主張し、それらの部分的産業は「工業の中心点」（大都市）の「指揮命令」によって営まれるべきだとする。そうすることで農村の過剰人口問題や都市工業の抱える問題も解決するというのがその理由である。彼の積極的かつ楽観的な農村工業化論は、大河内正敏の農村工業化論のひき写しであったといえよう¹⁵⁾。

つまり、後藤の農村振興論は、一方では土地所有問題を回避した上での経営合理化と自力更生、そして他方では交通条件等の整備を前提とした農村工業化という線での農村開発論であった。しかも農村政策の方向が、単なる個別的産業政策の寄せ集めを脱して、地域としての農村を都市との連関の中で活性化していくべき「総合」政策へと移行していることを、そこに読みとることができよう。

さて、このような展望をもった経済更生運動はどのように展開されたのであろうか。以下、農業の「合理化」及び農村工業化を順次検討する。

III 農業の「合理化」

(1) 農業の「合理化」と農村経済

経済更生運動の結果、日本の農村経済全体がこの期にどのような動きを見せたかという点から検討を始めた。

15) 大河内正敏「農村の工業」1934年、参照。

第一に流通部面。ここでは購買・販売の共同化・統制化が推進された。その結果極めて注目すべき事態が進展したことは、従来から繰返し強調されてきた通りである。井上晴丸氏は、その内容を「これらの購・販売事業の著しい進展は、夫々の系統機関・特にその中央機関の発展を手段とし、前者の購買事業にあっては、肥料工業に於ける独占資本との連繫の下に、後者の販売事業に於ては国家との連繫（米穀）、独占的産業資本との連繫（麦）、及び、輸出貿易従事の巨大金融独占資本の分派たる商業資本との連繫（絹糸・密柑等）を主導として展開せるもの」であると極めて簡潔にまとめている¹⁶⁾。つまり經濟更生運動を機に、独占資本主義による全購連・全販連等産業組合中央系統機関を通した、農村流通網の上からの掌握が進行したのである。

第二に信用部面。当時の農村の最も深刻な問題であった農家負債問題に対し、農林省は前記「樹立方針」の主要な柱として「農村金融改善計画樹立方針」を掲げた。そこで強調されている点は、第一に産業組合金融の利用、第二に農村資金の組合による吸収と流出防止、第三に貯蓄の美風の涵養、第四に系統機関の利用、第五に隣保共助の精神に基づく負債整理の実行である。同時にこれらを実行する上で必要な、農家負債整理組合法をはじめとする農村金融関係法の制定・改正も行なわれた。

その結果、わが国農業金融の構造は大きな変化を見せはじめた¹⁷⁾。即ち、地主・高利貸・地方銀行などの役割の低下に加え、日本勧業銀行・農工銀行も農業金融から手を引く一方で、いわゆる組合金融の役割が決定的に大きくなったのである。さらに組合金融内部でも、政府のバックアップをうけた産業組合中央金庫を頂点にした組合金融体系が確立し、単位組合の地方銀行依存からの脱却が図られた。しかも重要なことは、この「中金の所属組合への貸付はそのほとんどが政府資金をもってなされたわけであり、下部の系統機関から吸収され

16) 立田信夫（井上晴丸）「日本産業組合論」1937年、333ページ。他に猪俣津南雄「日本に於ける農業恐慌と産業組合」1935年、東浦庄治「日本産業組合史」1935年、参照。

17) 以下の叙述は、佐伯尚美「日本農業金融史論」1963年、及び「産業組合発達史」第4巻、1966年に依拠するところが大きい。

た資金はもっぱら有価証券投資ないし他の金融機関の預け金として農業外部に運用されていた」点である¹⁸⁾。

こうして、信用部面での「合理化」は、基本的には国家や独占資本主義の財政・金融体系の一環として、農村資金を産業組合を通して、しかも拡充運動によって貧農をも包摂した産業組合を通して、広くかつ深い規模ですい上げ、工業化資金あるいは軍事・植民地資金として流用することを意味していた。

では、農業生産部面での「合理化」はどうか。生産部面の「合理化」として奨励されたのは、①土地分配・土地利用の合理化（交換分合、土地改良、自作農創設維持を含む）②労力利用の改善（節約・作業共同化・有畜化・機械化・副業）③経営組織の改善（多角化・共同化・計画化）④生産方法の改善であった。

この生産の「合理化」政策実施の下で、日本の農業生産は全体としていかなる変化を遂げたであろうか。まず、「土地分配の合理化」がどれ程進行したかを第1表に見てみよう。これを見ると、1934年に創設面積が増大しているもの

第1表 自作農創設維持事業の動向と小作地率

年度	面積 (町)			戸数 (戸)			創設維持 資金額 (千円)	小作 地率 (%)
	創設	維持	合計	創設	維持	合計		
1926	3,389	62	3,452	10,320	238	10,558	8,560	45.8
27	4,246	65	4,310	11,645	259	11,904	10,100	45.8
28	6,037	93	6,130	15,821	363	16,184	14,480	45.8
29	6,698	60	6,758	16,394	217	16,611	15,000	47.7
30	7,827	106	7,933	17,882	348	18,230	16,200	47.7
31	7,675	1,830	9,505	16,355	3,704	20,059	15,641	47.3
32	7,937	2,862	10,799	15,864	7,596	23,460	16,609	47.2
33	7,840	1,108	8,948	15,484	3,199	18,683	14,292	47.2
34	16,128	1,603	17,731	17,779	2,824	20,603	17,127	46.7
35	17,907	1,212	19,119	18,677	2,350	21,027	17,692	46.8
36	16,695	913	17,608	18,786	2,136	20,922	17,570	46.5

(出所) 加用信文「日本農業基礎統計」及び「本邦農業要覧」(1938年版)

18) 佐伯尚美, 同上書, 232ページ。

の、その面積は小さく、小作地率も昭和初期の10数年間ほとんど変化していない。農林省が積極的に土地所有問題に手をつけようとしていたとはとうてい見なせない結果である。むしろ後藤農相の農村開発論に示されていたように、彼等の考え方は、土地所有問題を回避しながら「経営の合理化」を通して窮乏からの脱出を図ろうというものであり、その当然の帰結だと言ってよからう。

第二に、農業生産分化の方向として米の停滞・養蚕の縮小・畜産の増大という傾向が、1932年以降明確となってきた¹⁹⁾。しかも桑園にかわって果樹・蔬菜・小麦の作付面積が増大するとともに、二毛作田が拡大していったことも特徴的である²⁰⁾。

第三に、恐慌下にもかかわらず一定の機械化が進行した。恐慌下の1931年から35年に至る間でさえ、電動機1.7倍、石油発動機1.5倍、脱穀機1.6倍、粃摺機1.4倍、精米機1.4倍、揚排水用機1.2倍、穀物火力乾燥機3倍というように普及台数が伸びているのである²¹⁾。もちろんこの期の機械化は、多くの論者が指摘してきたように、機械の普及が稲作や特定の商品作物に限定されていたこと、その稲作においてさえ脱穀調整過程中心の発展にすぎなかったこと、普及地帯も岡山を頂点とした稲作地帯や茶業専業地帯に限られていたこと、階層的にも上層農家に普及が限られていたこと等々多くの限界性を有していた²²⁾。

だが、土地所有問題の解決が計られないまま、長期の恐慌下において、農業生産の分化傾向や農業生産技術の一定の進歩に示されるような商業的農業の進行があったことは大いに注目されなければならないだろう²³⁾。

19) 栗原百寿「日本農業の基礎構造」1948年、235ページ参照。また、井上国雄、養蚕の衰退と畑作、「日本農業発達史」第8巻、1956年、参照。

20) 1930～35年にかけて、桑園面積は13万町歩減（30年比81.5%）、これに対し果樹・蔬菜及花卉作付面積は合計で7.8万町歩増（同111.6%）、小麦は17万町歩増（同135%）。また、二毛以上作田は8万町歩増（106.9%）である。「本邦農業要覧」1938年版。

21) 同上書、60-61ページ。

22) 吉岡金市「日本農業の機械化」1939年、野間海造「農業機械化論の分析」1941年、清水浩、機械化の進展と退化、「日本農業発達史」第8巻、等を参照。

23) この点については、森芳三、昭和初期の農村経済更生運動について、東北大学「経済学」第29巻3・4号、1968年、101ページ、及び崎山耕作、昭和農業恐慌の歴史的位置、「講座日本資本主義発達史論」第Ⅲ巻、371ページにも同様の指摘がある。

以上、概括的な視点からの流通・信用部面の考察を通して、独占資本主義の農村経済包摂という基本的側面を、同じく生産部面の検討からは、土地所有問題未解決の下での商業的農業の一定の前進という基本的側面を確認した。

(2) 農民各層の対応

次の問題は、農業「合理化」政策が農村の現場でいかに展開され、その結果農村内部でどのような変化が見られるようになったかを検討することにある。今までの概括的な視点から目を転じて、個々の農村に立ち入って考察することにしよう。

全国的資料は入手できないが、幸い同時代に東京帝国大学農学部農政学（那須皓）研究室が行なった極めて貴重な個別調査報告「更生運動下の農村」（1936年7月調査、38年発行）があるので、これに依拠して検討したい。

この調査は「各階層間に本運動の実施状況がいかなる差異を示しているか」という点に主要な関心が払われ、調査村も関東・東北・関西から各一村づつ選ばれている²⁴⁾。

先の概括的考察と対応させて、まず流通部面から見ていく。三村とも販売・購買の共同化は進んでいるが、その内容を見ると、肥料購買や米販売において上層農家ほど組合利用率が高く、下層農家ほど商人依存率が高くなっている。また、牛のように旧来から博労による根強い取引網をもつ商品については共同化ができなかったり、莖刈同業組合が事実上仲買人の販売機関として活動している村もあった（関西の村）。

第二に信用部面の産業組合による信用事業は、関東・関西の両村でなされていたが、そこでは貯蓄の奨励と共に農家負債整理事業が行なわれた。後者について見ると、農家負債整理組合を作ってみたものの、成果は余りあがらなかつ

24) 調査村は、茨城県新治郡大津村、兵庫県加西郡加茂村、山形県最上郡鮭川村であり、決して「優良村」ではない。また、この調査における階層区分は農村全階層を戸数割によって4層に区分する方法をとっている。したがって最上層は「地主的色彩強く」、最下層は「日傭、雑業的色彩が強い」としている。なお、戸別調査は、全階層から10戸ずつ抽出して行なわれた。

たとされている。わずかに負債整理が進んだ関東の村では、下層農家の土地が
²⁵⁾ 抵当債務によって手離され、反対に上層農家や他町村地主の土地集中が進み、
東北でも村内最大の地主（50町歩地主）が負債整理を通して他村での土地所有
を拡大している。負債整理の結果が一部の農民や地主あるいは銀行への土地集
中に帰結したことは既に指摘されてきたことであり²⁵⁾、上述の事実はあらため
てこのことを裏付けている。

第三に生産部面。まず、救農土木事業による土地改良の状況を見ると、関
西・東北の村とも上層農家が積極的にとりくんでいる。とりわけ東北の村では、
平均4町5反所有の上層農家を中心に、暗渠排水工事が補助金の交付をうけて
実施されている。

また、農業生産の動向を見ると、各村で米の「過剰」対策として「減反」計
画がたてられたものの、実際には米の収穫高が増大してしまったほか、三村共
通して麦などを中心とした畑作物や家畜の生産高増大が見い出せる。だが、養
鶏については、関東・関西の村では頭うちで、むしろ階層分解が激しくなっ
ている。養蚕においては、桑園面積は減少しているが、養蚕農家は計画とは裏腹
に増えている。とりわけ関東の村では、片倉製糸など大製糸資本の特約関係強
化の動きがあった。

さらに調査書は、経営の多角化という面から見て、関西の村では上の階層に
いくほど農業経営は耕種・養蚕・養畜中心に複合的に営まれ、下にいくほど単
純化しているが、農家全体としてはわずかながら経営多角化の動きがあるとし
ている²⁶⁾。

機械化の状況を見ると、関東の村では、第一に上層農家ほど所有台数が多い
こと、第二に共同所有戸数は上層農家より中層農家の方が多いこと、第三に動
力機などは個人所有よりも共同所有が多いこと等々が特徴である。

最後に、調査書は更生運動下の農村の変化として離村問題を重視している。

25) たとえば、柚木、前掲論文、284ページ。また、長野県での銀行土地所有の進展状況について
は、長瀬勇、長野県に於ける銀行土地所有増大の傾向、「帝國農會報」第52巻3号、を参照。

26) 栗原、前掲書、240ページ以下も参照。

とりわけ東北の村では、流出人口が1930年を境に前後5年間に64%も増大している。また、関西の村では、第一に離村は上層農家と下層農家の家族の中で進行し、中層農家は比較的農村にとどまる傾向にあること、第二に離村者の内容を見ると、上層離村者は大阪の下級事務労働者に、下層離村者は肉体労働者へと基本的に分化していると指摘されている。

「更生運動下の農村」の結論は、まさに経済更生運動の担い手が上層農家であり、下層農家は土地を奪われ、離村への道・賃労働者への道を歩まねばならなかったという点、換言すれば「離村が更生運動をうまくいかせた」という点であった²⁷⁾。

農村レベルでの具体的分析を終えるにあたって、農業「合理化」の経済的意義を特徴づけるならば、それは補助金による少数の上層農家の育成と下層の離農促進であり、結果的には後の「適正規模農家」政策や「中核農家育成」策にも引き継がれる農民選別＝階層分解政策としての側面をもっていたといえよう。

IV 農村工業化

農業「合理化」策と並ぶ、経済更生運動のいま一つの政策的基軸は農村工業化政策である²⁸⁾。ここでは、まず農村工業化を推進する諸勢力の工業化論理の分析を通してこの時期の農村工業化の意味を深め、次に実際に農村工業化はいかなる展開を示したかという点を明らかにし、最後に農村工業化が農村に与えた作用を考察していきたい。

(1) 農村工業化推進諸勢力とその論理

この時期、農村工業化を推進した諸勢力は農林省だけでなく、他に商工省、

27) 那須皓氏は、その主因を補助金政策と「上層農家の自家労力主義による雇傭労力の排除」に求めている。東京帝国大学農学部農経教室「分村の前後」1940年、2ページ。

28) この期の農村工業化を扱った戦後の研究に、佐藤元重「日本の工業立地政策」1963年。牛山敏二「農民層分解の構造—戦前期—」1975年。伏見信孝、農村構造の変化と協同組合の展開、「日本史研究」139・140合併号、1973年3月、がある。

軍部、新・旧財閥があった。だがスローガンは同じでも、これらの主勢力は各々違った論理で農村工業化に関わったのである。

第一に大河内正敏に代表される新興財閥の論理。大河内は「今日の工業が主として都会に集中されているのが、反って工業そのものために不利である。生産費を切り下げる上から見て、農村の工業が遙に有利であると自分は確信している」と述べ、「大工業の地方分散」を提唱している²⁹⁾。明らかにこれは、低生産費（低労賃）＝高利潤を追求する資本による、しかも生産工程の分業体制が確立し未熟練労働者をすぐにでも活用できる生産力発展段階に到達した資本による農村進出を表現するものであった。

第二に旧財閥の関わり方であるが、彼等自身は新興財閥のように表立って積極的に農村工業化を提唱したわけではなかった。むしろ血盟団事件、5・15事件に見られる世論、とりわけ農村の旧財閥批判への対処の意味が一つにはあり、三井・三菱が「義捐金」という形で東北中心に農村工業化資金等を助成したのである。もちろんこのことは、財閥資本が隠然と地方資本を系列化していったことを否定するものではない³⁰⁾。

第三に、このような農外資本による農村進出を推進した官僚機構が商工省であった。商工省の農村工業化論は「地方工業化」という表現で1935年以降急速に台頭し、後述するように軍部や農林省とも連繋をとりつつ推進されていく。商工省の地方工業化政策の柱は何と云っても「下請工業の助成」であり、地方工業に「都市大工業の外廓部門として発展するの域に進むよう努める」³¹⁾ ことであった。

さらに、地方工業を整備近代化し、一定の技術水準を普及することによって軍需品注文にいつでも応じられる有事体制をつくりあげていくことも、狙いの一つであったと言われている³²⁾。

29) 大河内、前掲書、3ページ。また、大野英二、新興財閥の思想、「近代日本経済思想史」第2巻、1971年、も参照。

30) たとえば、福井人絹工業の下請再編における三井物産の役割については、藤田敬三「下請制工業」1943年、第4章2節が詳しい。

31) 商工省「地方工業化実施上注意する事項」（佐藤元重、前掲書、44ページに所収）。

第四に軍部の論理。商工省が地方工業化と呼ぶ同一対象を、軍部は「地方統制工業化」と呼んでいた。³²⁾もともと1934年に呉海軍工廠が高知県の要請をうけて、県下中小鉄工業者救済のために発注し、それが成果をあげて軍部と商工省がこの方式を全国化したところに軍部の地方統制工業の由米があった³³⁾。工業化を進める理由を、軍部関係者は、有事の際大工場だけでは間に合わないので地方中小工場も軍需工業動員しなければならない、その時のために平時から発注もし技術水準も高めておく必要があるからだとしている³⁴⁾。だが実際にはそれだけでなく、5・15事件を教訓にして軍部が「農村と軍部の精神的結びつき」³⁵⁾に注意を払った点も見逃してはならないだろう。具体的には例えば「陸軍造兵廠は、昭和十年から東北六県、九州一円、四国は愛媛県、山陰方面の一部に対する武器製造工業、大分県の各種弾薬製造工業について指導培養」³⁶⁾というような、窮乏から脱けきらぬ農村地点への重点補助をあげることができる。

最後に農林省。農林省は農村をバックにしているが故に、上述の諸勢力の如く都市資本や国家資本の農村進出を前面におし出すようなことはもちろんしなかった。

まず、1933年11月の第二回内政会議での後藤農相の農村工業化政策の説明から見ることにする。彼は「都市工業を適当に農村に移殖して農村自体を各々半農半工の経済単位として完成させる。これにより都市と農村の対立を解消し失業者の消化を図るが、余剰人口は海外への移植民により消化する。また、都会から農村への工場移動とは逆に農村自体の中から副業を工業化するようにも努め両者相まって農村工業の全面的拡充をはかる」³⁷⁾と述べ、先の「農村振興論」とほぼ同様な立場に立ち、都市工業の農村進出についても否定する立場を

32) 佐藤元重、前掲書。

33) 詳細は、藤田敬三、前掲書、を見よ。

34) 新潟県工業興起委員会第一回会合における陸軍造兵廠林少佐挨拶、佐藤元重、前掲書、48ページ。

35) 「日本農業年報」第五輯、459ページ。

36) 佐藤、前掲書、48ページ、藤田敬三、前掲書、116ページにも同様の指摘がある。

37) 「日本農業年報」第四輯、117ページ。

とっていない。

ところが、農村工業化政策が実施される段になると、都市工業資本による農村進出については慎重な対処を求め、それとは区別された「農民の自主的工業化政策」³⁸⁾を農林省はとっているのだというニュアンスが前面に出てくる。

たとえば農林省経済更生部は農林工業の範囲について次のように指示している³⁹⁾。

「一、農村経済上直に指導奨励の対象となり得べき農村工業を左（下記——岡田）の如く定む。(イ)農林水産物又は其の加工品を原料とする加工生産(ロ)農林水産物に非る物を原料とする雑品の製作(ハ)器具・機械等の簡易なる部分品等の製作

二、農村地方に対する大工場の分散、都市工場の分散設置等も農村工業の一種類たるべきも此の種類の農村工業は農村経済機構の維持改善上重大なる関係を有するものなるを以て其の実現に当りては充分なる調査を遂げ農山漁村経済の機構を害するが如きことなき様慎重なる方策に出づべきこと」

さらに、そのため経営主体は「原則として農山漁民を以て組織する産業組合」とした。

だが、都市工業資本の進出との区別を強調し、副業の工業化を提唱しながらも、決して都市資本の進出を否定していないところがむしろ注目されねばならない。このことは、農林省が農村工業化を提唱した少し後に、商工省の地方工業化が推進されていくことを考え合わせると興味深い点である。

以上、農村工業化をめぐる諸推進勢力の立場と論理を見てきたが、全体として言えることは、道路をはじめとする社会的労働手段のある程度の充実を基礎に、企業内分業が一定水準に達した都市工業資本が積極的に農村進出に踏み出したこと、及び軍事的配慮による工場の地方分散が基本的特徴であり、これに規定されて、養蚕・製糸等にかわる在来農村（家内）工業の再編成や農家副業

38) 「日本農業年報」第七輯、372ページ。

39) 農林省経済更生部「経済更生計画ノ実行上農山漁村ノ経済組織ニ適合スル農村工業ノ普及徹底ヲ図ルガ為採ルベキ方策」1935年。

第2表 産業別・地方別,

	東 北			関 東			北 陸			東 山・東 海			近 畿		
	旧	新	増率	旧	新	増率	旧	新	増率	旧	新	増率	旧	新	増率
織 維	39	17		98	13		56	17		122	13		101	25	
金 属	20	1		23	6		15	1		42	4		48	5	
機 械	7	1		15	3		11	0		20	4		29	7	
化 学	30	3		34	11		39	1		58	8		59	7	
窯 業	25	1		44	0		32	1		62	6		64	2	
木 工	144	21		143	14		83	6		164	20		132	18	
製 炭	178	7		155	7		101	0		183	6		140	2	
食 料 品	187	40		193	21		66	14		217	34		155	21	
雑 工 業	59	13		100	24		72	8		115	13		167	9	
合 計	689	104	11.0	805	99	12.3	475	48	10.1	983	108	11.0	895	106	11.8

- (注) 1. 調査時点(1936年12月~37年4月), 調査票を全国(北海道及び沖縄を除く)の1万1533
 2. 表中「新」「旧」とは, 1931年を「境」とする新設工場と旧設工場の区別。
 3. 都市圏の数値は, 「合計」から, 東京, 神奈川, 静岡, 愛知, 京都, 大阪, 兵庫, 福岡
 4. ここでの「農村工業」の範囲=農林畜水産物加工も含めた広義の「農村工業」。
 (出所) 東京工業大学調査部「農村工業調査」より作成。

の「工業化」が図られようとしたことである。また、その際、農林省の農村工業化政策が資本による農村進出の「誘い水」としての役割をもったとは言えないだろうか。

(2) 農村工業化の実態

では、これらの諸勢力が進めた農村工業はいかなる実態のものであったろうか。

第一に産業分布の状況であるが、東京工業大学「農村工業調査」⁴⁰⁾によると第2表のようになっている。1931年以後の新設「農村工業」は、繊維・食料品・雑工業に集中する傾向がある。また、食料品・土木・雑工業は自給自足的なものが多く、商品生産であったとしても、その原料を地元から購入し、製品

40) 東京工業大学工業調査部「農村工業調査」1941年。詳細は、第2表の注を参照。

「農村工業」分布状況

(単位=町村数)

中 国			四 国			九 州			合 計			都 市 圏		
旧	新	増率	旧	新	増率	旧	新	増率	旧	新	増率	旧	新	増率
50	17		42	11		32	5		540	118	21.9	126	29	23.0
28	2		31	4		21	1		228	24	10.5	50	9	18.0
24	3		21	1		7	3		134	22	16.4	25	11	44.0
45	9		48	6		52	11		365	66	18.1	76	25	32.9
62	7		38	1		43	4		370	22	5.9	68	3	4.4
137	23		78	20		105	25		986	147	14.9	160	17	10.6
157	11		95	5		119	7		1,128	45	4.0	158	2	1.3
172	31		149	14		173	50		1,312	225	17.1	247	43	17.4
150	13		76	6		93	30		832	116	13.9	193	24	12.4
825	116	14.1	578	68	11.8	645	136	21.1	5,895	785	13.3	1,380	163	11.8

町村に発送，うち回収3998町村(34.7%)分をもとにしてまとめた。
同、「増率」は(新/旧×100)とした。
の数値を抽出合算したもの。

を地元中心に販売する形が多い⁴¹⁾。このように工場数としては、農林省が推進した農林水産物加工場がかなり増え、その中で製炭業・窯業の地位低下が目立っている。また、繊維関係が最大の伸びを示す一方で、金属・機械・化学工場は未だ低水準にあることが一般的特徴として言える。

第二に分布の地域性。最初に第3表によって農林省助成農村工場の分布を見ると、明らかに東北重視の政策がとられている。同様に商工省の地方工業化政策も東北を重視していることがわかる。その結果、前出第2表によると、東北の農村工業増加率は九州に次いで高いものとなっている。しかしその内容は、食料品や木工をはじめとする農林省推奨加工場の比重が高く貧弱な構成であった。これに対して都市周辺では、重化学工業化を反映して、金属・機械・化学

41) 同上書によれば、食料品工場の場合、原料を地元以外から仕入れるものが19村(1.2%)しかなく、製品を地元外に販売するものは285村(18.5%)である。

第3表 農村・商工省推進「農村工業」地方分布

	農林省農村工場		商工省＝下請工業	
	工場 数	%	組合 数	%
北海道	8	(1.5)	22	(11.4)
東北	140	(26.3)	59	(30.6)
関東	63	(11.8)	7	(3.6)
北陸	36	(6.8)	13	(6.7)
東山・東海	63	(11.8)	8	(4.1)
近畿	49	(9.2)	16	(8.3)
中国	47	(8.8)	33	(17.0)
四国	42	(7.9)	24	(12.4)
九州	85	(15.9)	11	(5.9)
合計	532	(100)	193	(100)

(注) 1. 農林省関係は、1935—38年度奨励金交付施設数合計。

2. 商工省は1937年10月現在。

(出所)

1. 農林省農村工場……農林省経済更生部「昭和13年度農村施設要覧」

2. 商工省関係は、藤田敏三「下請制工業」116ページによる。

部門の伸びが大きい。

第三に「農村工業」の規模。

大河内正敏が推進した「理研」の農村工場⁴²⁾や旧来の紡績工場、都市大工業の下請工場には、数百名以上雇傭の大規模工場もあったが、農林省推奨の農村工場の大半は極めて小規模なものであった。したがってそれらは工場統計にいう「工場」規定にも及ばぬ共同作業場あるいは納屋工場という名がふさわしいものであり、産業組合連合会等の経営による大型工場はごく少数にしかすぎなかった⁴³⁾。

(3) 農村工業化と農村経済

農村工業化が農村経済にいかなる作用をもたらしたかを最後に考察したい。その際、農林省推奨の農村工業と農外資本の農村進出とを区別して考察する。

第一に、農外資本による農村工業化は、農民のプロレタリア化を促進し、彼等を資本の直接的支配下においた。その結果、農村工場地元農村の人口は増大したが、周辺農村の人口は著しく減少した。福井県の人絹工業地帯の場合、人口減少の内容を見ると、男子人口は県外流出、女子人口は一部が福井・武生等工場所在地へ流出するほか「多くは村内家庭に止り通勤する者多く、中流以下

42) 「理研」工場については、牛山敏二、前掲書、及び佐藤元重、前掲書を参照。

43) 秋田営林局「国有林野地元山村ニ於ケル農村工業施設経営概要」1937年、農林省経済更生部「昭和13年度農村工業施設要覧」、東畑精一監修「農村の実態」下巻、1950年、等を参照。

の子女及び主婦の大部分が人絹織物の小工場に勤め、農家は寧ろかかる女工の寄宿所の感ある」と言われる状態であった⁴⁴⁾。このため農業経営における労力不足が目立ち、それを補うために脱穀調整過程の機械化・極度の金肥使用、質馬耕面積の増大が行なわれ、地主が人絹織物工場への反感を強めていると報告されている。

第二に、農外資本による農村への工場進出のため、「工場排水による被害」、「媒煙の被害」、「地元青少年の風紀問題」などのいわゆる環境問題が発生してきた⁴⁵⁾。無秩序な農村工業化は、農業生産条件あるいは生活条件の破壊をも生み出しはじめたのである。

第三に、地方工業化政策による在来農村工業、たとえば紡績・金属部品工業の下請化が進行した⁴⁶⁾。

以上のような農外資本による農村工業化に対して、農林省推奨農村工業はいかなる作用を農村にもたらしたであろうか。

まず、産業組合等が経営する大型工場は、伏見信孝氏も指摘するように農民の賃労働者化を実質的に促進した⁴⁷⁾。

では、他の農産物加工の共同作業場という名がふさわしい数多くの小規模「工場」はどうか。それらは商品生産よりも自給品生産的な性格が強く、その点で農家支出の節減や一部販売による現金収入の増加をもたらしたことは確かであろう。しかしながら、農産物加工の原料を入手しうるのは中層農家以上であり、下層農家はそのような原料さえ持っておらず、副業の工業化などはできなかった⁴⁸⁾。たとえば前出の「更生運動下の農村」によれば、関東の村では副業の工業化として薬加工をとりあげ製葎機を普及した。そして出荷組合も組織するなかで、村当局が更生運動中最良の成果をあげたと言うほどの「成功」を

44) 前掲「分村の前後」5ページ。

45) 佐藤元重、前掲書、57ページ以下参照。

46) 詳細は、藤田敬三、前掲書参照。

47) 伏見信孝、前掲論文、233ページを見よ。

48) この点は、八木芳之助、農村工業化について、「法と経済」第3巻第4号、1935年4月、でも一般的問題として取り扱われている。

収めた。しかしそこには大きな問題があった。つまり「下層農家は個人で製莖機を所有する事が出来ないから勢ひ農家組合での共同利用となるが、下層農の施肥は大部分自給肥料であり、糞を経営外に取り出すことは殆んど不可能」⁴⁹⁾だったのである。

V お わ り に

以下、経済更生運動の農村開発上の意義・特質をまとめておきたい。

第一に、救農土木事業で作りに出された社会的労働手段や農業生産手段の整備の上に展開された経済更生運動は、農業「合理化」と農村工業化を基軸にした農村経済再編政策であった。同時にこれらは、戦後農村開発政策の原型をなしていた。しかしそれは、土地所有問題の解決を回避したという点に表われているように、現下の農村支配関係を保持しながらの再編対策であったという限界を有していた。

第二に、農民への「自力更生」、「勤行検励」のスローガンおしつけの裏で進行したものは、農業「合理化」を通しての流通・信用部面での独占資本主義の支配の強化であり、また社会的労働手段の充実を前提にした資本の農村への直接的進出（農村工場）であった。

第三に、そのようなあらゆる方面からの資本の包摂を背景にして、農村内部では、商業的農業の漸進と「副業の工業化」の下で、上層農家の一定の育成と下層農家での離村あるいは賃労働者化が進行した。

第四に、農民たちの賃労働者化・通勤兼業化を保障したものが、この時期の省力技術の進展（現下の土地所有構造を前提にした「合理化」なのでごく限られたものではあったが）であった。つまり、そこに農業「合理化」と農村工業化の相互補完的關係を見い出しうる。

第五に、この「過剰」な下層農家を、政府は、1936年「特別助成施設」の新設と同時に打ち出す満州移民計画の対象として、積極的に捉えていった。また、

49) 前掲「更生運動下の農村」50ページ。

経済更生運動のもつ運動形式自体は、その後戦時下の「皇国農村確立促進」＝「標準農村確立運動」や、戦後の「新農村建設」運動にまで引き継がれていくことになる。

最後に、経済更生運動の考察を終えるにあたって、救農土木事業を含めた時局匡救事業全体の農村開発史上の意義について一言述べておきたい。時局匡救事業は、戦前日本資本主義の特質の一つであった小作問題の解決には一切手を触れなかったという限界があったとはいえ、「内地農村」全体の窮乏を背景に未だ混在したあり方ではあったが、農村基盤の整備の上に農業「合理化」と農村工業化を総合的に進めるといふ開発方式の点でも、また事業の資金動員、労働力動員の仕方においても、さらにそれが農民を救済するというよりもむしろ資本の蓄積手段や農民の階層分解政策手段となったという点でも、公権力による現代地域開発の原型をなすものであり、いわば日本における生成期の地域開発政策であったといえよう。

(1982年2月)